

公益社団法人日本プロテニス協会  
倫理規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本プロテニス協会（以下「協会」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、業務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会の社会的な信頼を確保するためにこれを定める。

(適応範囲)

第2条 この規程は次の者に適応する。

- (1) 協会役員
- (2) 協会職員
- (3) 協会会員

(基本的責務)

第3条 協会の役員、職員及び会員は、協会の目的を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に順守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役員、職員及び会員は、次の行為をしてはならない。

- (1) 暴力、暴言、差別、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、違法賭博、ドーピング等、薬物(大麻、麻薬、覚醒剤等)乱用の違法行為やスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行ってはならない。
- (2) 世界アンチ・ドーピング規程で禁止されている薬物を使用すること、また使用させることをしてはならない。
- (3) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (4) 日常の行動について公私を混同し、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (5) 補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い決して他の目的の流用は不正行為を行ってはならない。
- (6) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- (7) 反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(倫理委員会)

第5条 この規程の実効性を確保するため、この協会に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会は次の事項を所掌する。
  - (1)この協会、役員、職員及び会員の綱紀粛正の維持、推進に関すること。
  - (2)法令違反、倫理規定、就業規則違反に対する処分に関すること。
3. 倫理委員会に1名の委員長を置く。また状況により委員を若干名置くことができる。
4. 委員長は、理事会にて選出し、理事長が任命する。また、委員が必要な場合についても理事会にて選出し、理事長が任命する。
5. 委員長の任期は、この協会の理事の任期と同じく終了する。但し再任は妨げない。

(違反行為への対応)

第6条 第2条に規定する者がこの規程に反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、倫理委員会は調査を行い、違反する行為を行ったと認められる場合は、理事会に報告するものとする。

2. 違反行為に対して処分が必要と判断された場合、理事長は、理事会の決議を経て倫理委員会に対して事実調査に基づく処分内容の審議にかけることができる。
3. 理事会は、倫理委員会の意見を聴取した上で、別に定める賞罰規程及び就業規則に基づき、必要な処分を決定することができる。

(不服申し立て)

第7条 処分について異議がある場合、本協会理事会に対し再審査を求めることができる。決定に対する不服申し立ては、処分通知後1か月以内に行わなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項が生じた場合には理事会の決議により定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和4年9月8日より施行する。